
プロジェクト **譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化**
項目 **第 566 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 566 回企業会計基準委員会（2025 年 12 月 25 日開催）において、「譲受人
が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化」に関して、今後の進め方及
び追加で検討すべき論点について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（今後の進め方に関する意見）

2. 審議事項(5)-2 第 19 項(1)及び(2)に記載された事務局の提案に賛成する。
3. 貸出金と社債は経済的性質のみならず、法的性質も同じものであると考える。また、紙で
の発行の有無は、証券の要件ではないと考える。
4. 経済実態が同じであるにもかかわらず、証券と貸付金の会計処理が異なることは本質的
に正しくないとする。
5. 財務諸表利用者の立場としては、証券と貸付金の経済実態が同じであるにもかかわらず、
会計処理が異なることは望ましくないと考えられるため、事務局の分析に基づいて本プ
ロジェクトを進めていただきたい。
6. 経済実態に則した会計基準にすることは、金融資産の減損における議論と同様に良い方
向性である。現行の定めを検討した時点で想定されていたものが証券であったというこ
とであれば、今回見直すことで良いと考える。
7. SPC の資金調達手段が社債か借入金かによって結論が変わることは合理的な帰結ではな
いと思われるため、実務上の多様性が生じているのであれば、速やかに解消した方が良
いと考える。
8. 現行の定めにおいて証券又は証券等という用語を使用していることに関して、経緯を確
認したい。

（追加で検討すべき論点に関する意見）

9. 現時点において、追加的に検討すべきその他の論点は識別されていない。
10. 第247回金融商品専門委員会(2025年12月17日開催)における信託に関連する発言は、テーマ提案書に記載されているスキーム図に起因するものとする。テーマ提案者が解消すべきとしている論点は信託に関する論点ではないと想定されるため、追加的な論点はないとする。
11. 今回の検討対象としている定め以外にも時代の変遷に取り残された定めがあるかもしれないものの、その定めの影響が認識された時点で検討するという対応でよいとする。

以上